

美里町再生可能エネルギー導入・活用可能性調査  
及び新エネルギービジョン策定支援業務

企画提案要請書

(公募型プロポーザル募集要領)

宮城県遠田郡美里町

## 目 次

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. 参加資格要件	1
4. 配布資料	2
5. 日程表	3
6. 質問の受付及び回答	3
7. 企画参加表明書の提出	4
8. 参加資格確認結果の通知	4
9. 企画提案書の提出	4
10. 提案書の作成	5
11. プレゼンテーションの実施	5
12. 審査、評価、選定等	6
13. 業務委託契約について	7
14. 提案資格の喪失等	7
15. その他留意事項	8
16. 業務担当・各種書類等の提出先	9

## 1. 目的

この要領は、美里町再生可能エネルギー導入・活用可能性調査及び新エネルギービジョン策定支援業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施方法等に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### （1）業務名

美里町再生可能エネルギー導入・活用可能性調査及び新エネルギービジョン策定支援業務（以下「本業務」という。）

### （2）業務内容

美里町再生可能エネルギー導入・活用可能性調査及び新エネルギービジョン策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### （3）業務委託期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

### （4）見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

27,610,000円

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ① 美里町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 公示日現在から候補者特定の日まで美里町建設工事等入札参加業者指名停止要領（平成18年美里町訓令第59号）指名停止を受けていないこと、また、同要領による指名停止要件に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は拘禁刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

- ⑧ 経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を活用した業務の履行実績を有していること。
- ⑨ 国及び地方公共団体が発注した以下に示す同種業務の履行実績をすべて有していること。
  - (ア) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務又はエネルギー政策の方向性を定めた各種計画
  - (イ) 公共施設における太陽光発電設備設置に関する可能性調査業務
- ⑩ 以下に示す技術者を配置できること。ただし、配置する技術者は参加表明書の提出期限の3か月以上前から提案者と直接的な雇用関係であること。
  - (ア) 管理技術者：技術士（総合技術監理部門（「環境－環境保全計画」、「建設－建設環境」又は「建設－都市及び地方計画」）、環境部門（環境保全計画）、建設部門（「建設環境」又は「都市及び地方計画」））のいずれかの資格を有する者
  - (イ) 照査技術者：技術士（環境部門（環境保全計画）、建設部門（「建設環境」又は「都市及び地方計画」）、電気電子部門）のいずれかの資格を有する者

#### 4. 配布資料

別添「仕様書」を参照すること。

## 5. 日程表

項目		日程
1	公募開始	令和8年6月11日（木）から
2	質問受付	令和8年6月11日（木）から 令和8年6月18日（木）17時必着
3	質問の回答	令和8年6月19日（金）まで
4	企画提案参加表明書受付	令和8年6月11日（木）から 令和8年6月23日（火）17時必着
5	参加資格確認結果通知	令和8年6月26日（金）
6	企画提案書受付	令和8年6月29日（月）から 令和8年7月15日（水）17時必着
7	プレゼンテーション審査	令和8年7月22日（水）（予定）
8	審査結果通知・公表	令和8年7月27日（月）（予定）
9	契約締結	令和8年8月上旬（予定）

## 6. 質問の受付及び回答

### (1) 提出書類

提出書類		様式番号	提出部数	備考
1	質問書	様式第1号	1部	

### (2) 提出期限

令和8年6月18日（木）17時必着

### (3) 提出先

美里町まちづくり推進課

### (4) 提出方法

- ① 質問書（様式第1号）を電子メールに添付し、以下の提出先アドレスに送付すること。電話、口頭等による質問への個別対応は行わない。

提出先アドレス：machizukuri@town.misato.miyagi.jp

- ② なお、電子メールの件名は「美里町再生可能エネルギー導入・活用可能性調査及び新エネルギービジョン策定支援業務 質問書送付」とすること。

### (5) 質問に対する回答

質問書に対する回答は、町ホームページに公表する。なお、優先交渉権者の選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。また、質問に対する再質問は受け付けしないものとする。

## 7. 企画参加表明書の提出

### (1) 提出書類

提出書類		様式番号	提出部数	備考
1	企画提案参加表明書	様式第2号	1部	
2	会社概要	様式第3号	1部	
3	配置技術者調書	様式第4号	1部	
4	業務実績一覧	様式第5-1号 様式第5-2号 様式第5-3号	各1部	

### (2) 提出期限

令和8年6月23日(火) 17時必着

### (3) 提出先

美里町まちづくり推進課

### (4) 提出方法

- ① 郵送又は持参すること。
- ② 郵送の場合は、書留郵便で送付すること。持参の場合は、提出期限日までの庁舎開庁日(8時30分から17時まで(ただし、12時から13時までを除く。))に提出すること。

## 8. 参加資格確認結果の通知

### (1) 通知予定日

令和8年6月26日(金)

### (2) 通知方法

郵送

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

提出書類		様式番号	提出部数	備考
1	提案書提出届	様式第6号	1部	紙
2	提案書	任意様式	13部 1枚	紙 電子データ
3	見積書	任意様式	1部	紙

※審査等に要するため、提出書類を複製する場合がある。

### (2) 提案書の受付期間

令和8年6月29日(月)から令和8年7月15日(水) 17時必着

### (3) 提出先

美里町まちづくり推進課

### (4) 提出方法

- ① 郵送又は持参すること。
- ② 郵送の場合は、書留郵便で送付すること。持参の場合は、提出期限日までの庁舎開庁日（8時30分から17時まで（ただし、12時から13時までを除く。))に提出すること。
- ③ 電子データはPDFファイルの形式を用いて、CD-R又はDVD-Rの電子記録媒体で提出すること。

## 10. 提案書の作成

提案書は、下記の事項に基づいて作成すること。

- (1) 本プロポーザルに係る提案書の作成費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書（プレゼンテーション資料を含む。）の用紙サイズはA4（日本産業規格・縦横不問）とし、原則として両面で作成すること。  
なお、提案内容を要約したプレゼンテーション資料を別途作成した場合は、当該資料をプレゼンテーション当日に持参するものとする。
- (3) 文字フォントは図表や画像を除き、10.5ポイント以上とするが、様式や装丁は指定しない。
- (4) 提案書は、「再生可能エネルギー導入・活用可能性調査及び新エネルギービジョン策定支援業務 公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」【提案書審査】の評価項目順に作成し、文章のほか図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (5) 企画提案の内容は、「本企画提案要請書」、「仕様書」及び「美里町再生可能エネルギー導入・活用可能性調査及び新エネルギービジョン策定支援業務 公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」（以下「評価基準」という。）の内容を十分に踏まえ、実施可能な内容を前提に記載すること。
- (6) 提出された提案書は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
- (7) 提出された提案書は、他の提案者に提供しない。
- (8) 提出された提案書は、提案者の承諾なしに他に利用しない。

## 11. プレゼンテーションの実施

### (1) 開催日及び場所

- ① 開催日 令和8年7月22日（水）予定
- ② 開催場所 美里町役場本庁舎内

※それぞれの提案者のプレゼンテーションの開始時刻及び終了時刻は、令和8年7月16日（木）までにFAX又は電子メールで通知する。なお、指定されたプレゼンテーション開始時刻に遅れた場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）でも終了時刻の延長は行わない。

(2) 企画提案の所要時間（予定30分）

- ① プレゼンテーション 20分程度
- ② 質疑 10分程度

(3) 説明員

プレゼンテーションに要する説明員は、3人までとする。

(4) 実施形態

プレゼンテーションは、提案者ごとに行い、非公開とする。

(5) 注意事項

- ① プロジェクター（パソコン出力はHDMI端子のみ可）、電源は本町が用意する。その他、必要なものがある場合は、提案者が用意すること。
- ② プレゼンテーション時には、本町に提出された提案書を評価委員に配布している。なお、提案書とは別にプレゼンテーション資料を配布する場合、作成部数は13部とし、プレゼンテーション開始に評価委員に配布すること。
- ③ 提案書とは別にプレゼンテーション時に使用する資料を作成する場合、既に提出した提案書記載内容の追加や修正は認めない。

## 12. 審査、評価、選定等

(1) 審査・評価

- ① 提案の審査・評価は、「美里町再生可能エネルギー導入・活用可能性調査及び新エネルギービジョン策定支援業務に係るプロポーザル評価委員会」において行う。
- ② なお、提案者が5者以上の場合は、事務局にて参加表明書類を基に事前審査を行う。別に定める「評価基準」の評価項目のうち、業務遂行能力により審査し、評価点数の上位5者を、プレゼンテーションを行う者として選考する。事前審査結果は、参加資格確認結果に合わせて通知する。

(2) 基準

別に定める「評価基準」に基づき、評価を行う。

(3) 選定

- ① 提案の評価結果に基づき、評価点が最も優れている提案者を第1優先交渉者、次に高い評価点の者を第2優先交渉者として選定する。なお、提案が1者のみの場合にあっても審査を実施し、その提案内容の評価点が評価基準に

基づく合計点の6割以上である場合は、その提案者を第1優先交渉者として選定する。

- ② 合計点数が最も高い者が2者以上の場合は、見積価格の低い者を優先交渉者とする。なお、見積価格が同額の場合は、くじ引きにより優先交渉者を決定する。

(4) 通知

全ての提案者に業者選定結果通知書により通知する。

(5) 選定結果の公表

選定結果については、令和8年7月27日(月)までに、第1優先交渉者及び第2優先交渉者の提案者名を本町のホームページで公表する。なお、本プロポーザルに参加した他の提案者の情報、選定結果及び評価点は公開しない。

### 13. 業務委託契約について

(1) 優先交渉者

第1優先交渉者と契約協議を行い、詳細な業務内容等の確認その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結する。ただし、第1優先交渉者と本町との間で契約協議が整わなかった場合、第2優先交渉者と契約交渉を行うものとし、第2優先交渉者としての権利の有効期間は、第1優先交渉者と本業務に関する契約が締結されるまでとする。

(2) 契約内容の協議

提案に基づき、業務委託の内容について協議、調整等を行った上で業務委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

(3) 見積書の提出

契約に係る協議及び調整が整ったときには、改めて見積書の提出を求め、本町で定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。

### 14. 提案資格の喪失等

(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、その提案を無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本要請書及び仕様書に従っていないと認められる場合

(2) 次に掲げるいずれかに該当するときは、提出資格を喪失するとともに既に提出された提案書は無効とする。

- ① 審査日までに、美里町財務規則第88条に規定する入札参加者の資格を喪

失した場合

- ② 審査日までに、本プロポーザルの参加に必要な資格を欠くこととなった場合
- ③ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ④ 優先交渉者の選定までの間に、他の提案者に対して提案書の内容を意図的に開示した場合
- ⑤ その他、優先交渉者の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑥ 複数の企画提案書を提出した場合
- ⑦ その他町長が本プロポーザルに参加させることが不適當であると認めた場合

## 15. その他留意事項

- (1) 提案書の言語は日本語を用いること。また、用いる金額の表記は円とする。
- (2) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。なお、本町から問合せや追加資料等の提出を求められた場合には、速やかに対応すること。提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) なお、提出書類は、「美里町情報公開条例」に基づき情報公開の対象とし、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）については、「美里町情報公開条例」の規定等に基づき非公開とするとともに、本町が保有する情報のみで正当な利益を害するか否かの判断が困難な場合は、当該法人等の意見を聴取するなど慎重かつ公正に判断するものとする。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (5) 審査に係る問合せには応じない。また、審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由により実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止し、又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。
- (7) 企画提案参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和8年7月15日(水)17時までに、提案書辞退届(様式第7号)をまちづくり推進課に提出すること。

## 16. 業務担当・各種書類等の提出先

美里町まちづくり推進課

住所・連絡先

〒987-8602

宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地

電話番号 : 0229-33-2180

FAX番号 : 0229-33-2160

電子メール : machizukuri@town.misato.miyagi.jp